

水道・下水道の使用に関する 各種手続きについて

こんな時は必ず役場に 届け出てください

水道(以下、下水道も含む)の使用を開始(再開含む)する、中止(一時中止含む)する、または使用者が変わる場合などは、役場への届け出が必要ですが、届け出が無い場合は、後にトラブルの原因になる場合があるのでご注意ください。

【受付時間】

- ・平日(土日祝祭日および年末年始を除く)
- ・午前8時30分～午後5時15分

【受付方法】

使用を開始する時は、郵送またはFAXでの届け出は受け付けますが、電話やインターネットでの受け付けは行っていません。なお、使用の中止・使用者の変更などをする場合には、電話での受付もしています。

水道の使用を開始する時

水道の使用を開始する場合は、「使用開始届」の提出が必要ですが、

【止水栓の開栓作業(ごしん)

止水栓の開栓(水道の元栓を開けること)は、役場から職員が伺い作業を行います。その際は、建物内の蛇口が全て締まっているかどうか事前に確認願います。蛇口が開いていたり、漏水の可能性がある場合は開栓できません。

- ・平日(土日祝祭日および年末年始を除く)
- ・午前9時～午後5時まで

【注意事項】

使用開始当日に届け出がなされた場合、早急に対応できない場合がありますので、使用開始予定日の前日までに届け出を済ませることをお勧めします。

【使用開始届】の提出をせず

に水道の使用を開始した場合は、町長が認定する水道料金(以下、料金を納めていただきます。また、場合

水道の使用を中止する時

水道の使用を中止する場合は、「使用中止届」の提出が必要ですが、

【止水栓の開栓作業(ごしん)

使用中止の場合、すぐに使用再開する場合(おおむね一週間程度)を除き、止水栓を閉栓(水道の元栓を閉めること)します。

- ・平日(土日祝祭日および年末年始を除く)
- ・午前9時～午後5時まで

【注意事項】

水道の使用をやめても、中止の届け出がない場合は、いつまでも基本料金がかかります。続けるため、必ず届け出を行うようにしてください。

水道の使用が変わる時

水道の使用が変わる場合は、「使用者変更届」の提出が

によっては罰則を科されることもありますので、必ず届け出を行うようにしてください。

料金の口座振替手続き ごしん

料金の口座振替手続きは、次の窓口で手続きできます。

- ・町内の各金融機関

(ひやま漁協を除く)

※ゆうちょ銀行については、口座振替申込書記載後ご本人が郵便局窓口へ提出しなければなりません。

- ・環境水道課業務係
- ・熊石総合支所地域振興課
- ・落部支所

【問い合わせ先】

- ・環境水道課業務係
☎0137-63-2020
- ・熊石総合支所地域振興課
☎0137-62-2120
- ・熊石総合支所地域振興課
☎01398-2-3111
- ・熊石総合支所地域振興課
☎01398-2-3230

必要となります。また、支払方法や料金請求書等の送付先に変更がある場合についても同様に届け出てください。

〔広告〕

ふるさと納税の状況
2月末現在(累計 平成30年4月～平成31年2月)

寄附件数 **315,157件**
寄附金額 **3,652,298,000円**

司法書士・行政書士
やまびこ事務所

●登記 ●相続・遺言 ●後見 ●許認可 ●債務整理など

お気軽にご相談ください

☎0137-63-2917

司法書士・行政書士 青沼千鶴 [行政相談委員]
八雲町本町87番地2F(ふたばさん2階)